

# 平成 30 年度第 1 回総合教育会議 資 料

「学校と保護者・地域住民等による学校づくり、地域づくりについて」

- ・コミュニティ・スクールの導入について
- ・公民館のあり方について

平成 31 年 2 月 15 日(金)午前 10 時

四国中央市教育委員会事務局

## ・コミュニティ・スクールの導入について

### 1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

#### (1) コミュニティ・スクール（CS）＝学校運営協議会制度を導入した学校

- 保護者や地域のニーズの反映、地域住民の学校運営参画できる仕組み
- 学校運営協議会の権限
  - ・ 学校運営に関して校長や教育委員会に意見を述べる権限
  - ・ 校長の作成した方針を承認する権限
  - ・ 当該校の教職員任用に関して意見を述べる権限
- 法的根拠・・・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

#### (2) 学校運営協議会委員（運営委員）

- 学校からの推薦 → 市教委による委嘱（任命）
- 学校評議員、公民館長、自治会長、主任児童委員、学識経験者、PTA役員、保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員 等

### 2 導入状況（平成30年4月1日現在） CS設置努力義務化 → 急速な広がり

(1) 全国 5,432校（全国の学校の14.7%）・・・前年度より1,832校増加

(2) 愛媛県 新居浜市(7校) 宇和島市(2校) 鬼北町(8校) 愛南町(10校)

※ 来年度・・・新居浜市・上島町：全小中学校に導入

今治市 : 今年度仮指定中3校を正式指定

### 3 四国中央市のこれまでの経過

#### (1) 昨年度まで

- 数年前から導入について検討・協議

#### (2) 今年度

- 7月・・・校長会で提案 → 希望校の募集開始
- 8月・・・生涯学習課（地域学校協働活動担当）との協議開始
- 10月・・・校長会でCS導入に向けた市教委の方向性の提示
- 11月・・・モデル校打合せ会 教育委員への報告

※ 5つの小学校からコミュニティ・スクールの希望

### 4 導入におけるメリット等

#### (1) コミュニティ・スクール導入による効果

- 学校と保護者・地域住民による共通目標の設定、目標実現に向けた教育活動の考案  
→ 保護者や地域住民の理解と協力を得た学校運営の実現
- 学校の現状や運営方針への理解の深まり
- 学校が抱える課題を地域総がかりで解決するシステムの構築
- 多くの大人の専門的な教育支援による子ども達の多様な体験の実現
- 学校・家庭・地域の役割分担による教職員のゆとりと子どもと向き合う時間の増加
- 保護者・地域住民による積極的な学習支援、環境整備、安全支援、それによる自己有用感や生きがいの醸成

- 「地域学校協働本部活動」実践校への学校運営協議会設置
  - 幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の推進の加速
- 地域の課題解決に向けた取組や大規模災害等の緊急時対応等、学校と地域が一体となった取組の充実

## (2) コミュニティ・スクール導入における課題と対応策

- 「コミュニティ・スクールをわざわざ導入するメリットを感じない。」という考え
  - 学校を取り巻く様々な課題への適切な対応には、地域住民等との連携・協力体制の構築と協力が不可欠。地域住民等に当事者として学校運営に参画してもらうことで、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めることができる。
  - 上記の点を、校長会や教頭会等で説明し、まずは管理職の意識改革を図る。
- 「逆に負担が増えるのではないか」という教職員や地域住民の不安
  - CSは、学校・家庭・地域が「何を目指すのか」という目標やビジョンを共有し、取組について協議する機関であり、教員の負担が直接増加することは考えられない。むしろ活動が軌道に乗れば、地域人材の活用機会が増え、教職員の負担が減ったという事例が多い。地域の方にそれが新たな生きがいとなっているという事例もある。
  - 上記の点を、CS研修会等あらゆる機会を活用して説明を重ね、周知していく。
- 「教職員任用意見の申出により、教職員人事に混乱が生じるのではないか」という懸念
  - 対象学校の職員の採用その他の任用に関して任命権者に対して意見を述べる権利は「教育委員会規則で定める事項について」と法律上限定されている。四国中央市では、人事に関する意見内容に関して、教育委員会規則（案）に「特定の個人に係る内容を除くこと」「設置校の運営方針の実現に資する事項」「設置校の教育上の課題の解決につながる事項」等と定めることで、教職員人事に混乱が生じないように配慮する。

## 5 モデル校との打合せ

### (1) 第1回CSモデル校打合せ会（H30.11.13）

- モデル校（5校）・・・南小 川滝小 寒川小 長津小 小富士小
- 方向性の確認
  - ・ 学校運営協議会委員（運営委員）の母体、メンバー、推薦方法
  - ・ 学校運営協議会定例会
  - ・ モデル校の委員任期や報償
  - ・ 運営委員の「職員採用・任用に関する意見を述べる権利」の制限
  - ・ コーディネーターや事務局

### (2) 第2回CSモデル校打合せ会（H31.1.4）

- 学校運営協議会の委員
  - ・ 推薦時期、委嘱状の配付、委員の予定人数
- 学校運営協議会の会議
  - ・ 年間開催回数、準備会や正式会議の時期

## 6 今後の方向性

これまで	モデル校での準備（保護者等周知、導入に向けた話し合い、委員選出 等）
2月末まで	委員候補予定者の推薦（各校より）
3月1日（金）	コミュニティ・スクール研修会（夜 福社会館多目的ホール）
3月中旬	市教委より各校にモデル校指定書配付
4月1日～	モデル校の取組開始
4月下旬	委員名簿（正式）の提出（各校より）
5月中旬	委員委嘱（市教委より委嘱状配付）

※ 現時点では、市内一斉の導入は考えていない。

モデル校指定制度は来年度のみ。モデル校は再来年度から正式指定校となる見込みである。

来年度以降、他校からコミュニティ・スクールの希望があれば、モデル校指定はせずに準備期間を設け、準備ができたと判断したら、翌年度より市教委が正式にコミュニティ・スクールとして指定する。

## 2019年度 四国中央市小中学校 学校運営協議会モデル校の運営について

四国中央市教育委員会 学校教育課

学校運営協議会のモデル校に関して、以下のように運営します。

- 1 学校運営協議会は、学校と保護者・地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の豊かな学びや育ちの創造を目指すことを目的とします。
- 2 学校運営協議会の設置・運営に関して、2019年度は市教委によるモデル校指定制度とします。
- 3 モデル校指定を受けようとする学校（5校）の校長先生は、教育委員会に申請してください。教育委員会が学校運営協議会モデル校として指定します。指定の期間は平成31年4月1日から1年間です。
- 4 運営協議会の委員は、保護者、地域住民、校長先生、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員等から各校で事前に選定し、教育委員会に推薦してください。教育委員会が任命します。委員の任期は1年間です。
- 5 運営協議会に会長と副会長を置きます。会長は、運営協議会の会議を招集します。
- 6 モデル校の校長先生は、学校の教育目標及び経営方針等について、協議会の承認を得てください。
- 7 委員は、モデル校の運営について、教育委員会や校長先生に意見を述べることができます。また、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
- 8 運営協議会では、モデル校の運営状況等について1年に1回以上の評価を行ってください。
- 9 教育委員会は、運営協議会運営状況を把握し、必要に応じて指導助言をします。また、委員に対して、正しい理解を得るため必要な研修を行います。
- 10 その他、運営協議会の運営等について必要な事項は、モデル校と教育委員会の協議により決定します。
- 11 モデル校の取組による成果と課題を踏まえ、2020年度からの学校運営協議会正式導入につなげていきます。

## 「地域とともに歩む学校づくり」

### 開催要領

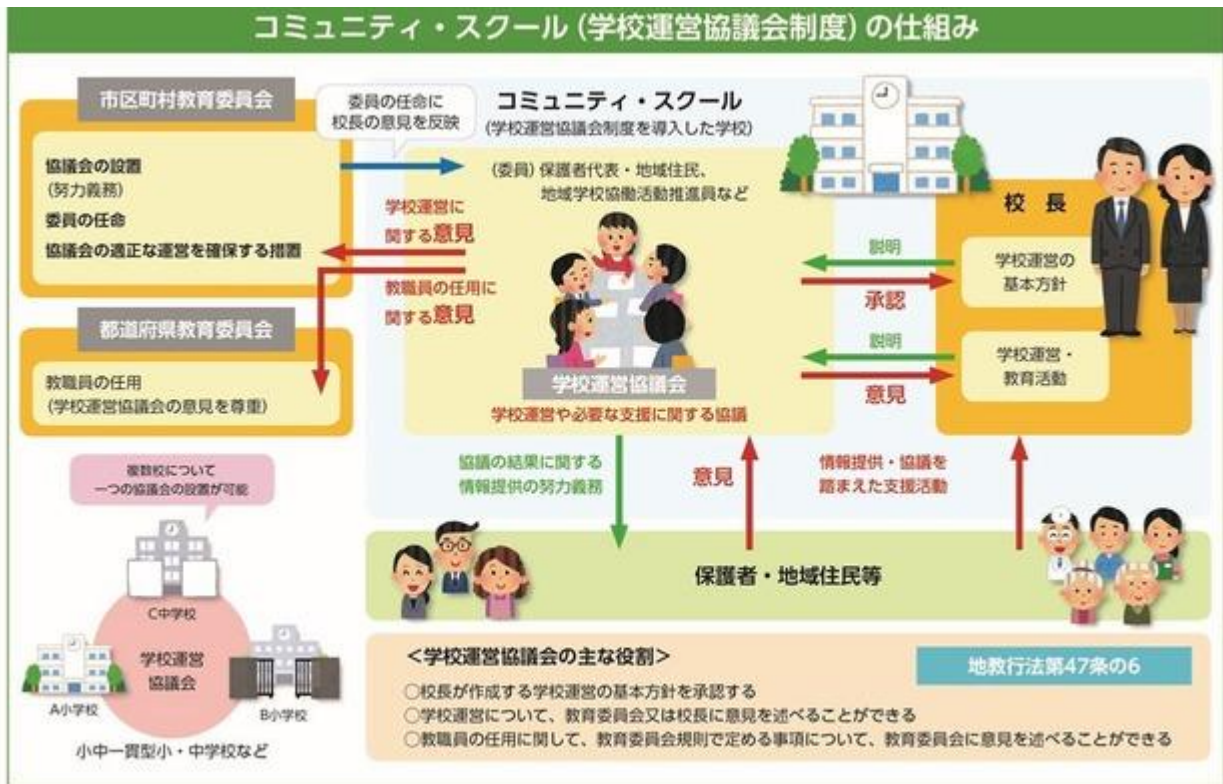
- 1 目的 四国中央市が進めている「地域住民及び保護者等の学校運営への参画と協働による地域とともにある学校づくり」について、講演を通して教職員及び学校関係者の認識を深めるとともに、コミュニティ・スクール導入に向けた方策及び今後の方向性を確認する。  
また、来年度コミュニティ・スクールモデル校の指定を受ける学校においては、学校運営協議会設置に向けた準備を進める研修機会とする。
- 2 主催 四国中央市教育委員会
- 3 日時 平成31年3月1日（金） 19:00～20:30  
(18:30～受付)
- 4 場所 四国中央市福祉会館 4階 多目的ホール
- 5 参加者 小中学校教職員、PTA・公民館・民生委員等の学校教育関係者
- 6 日程
  - ・ 受付 18:30～
  - ・ 開会挨拶 19:00～19:05  
四国中央市教育委員会 教育長 伊藤 茂
  - ・ 講演 19:05～20:25  
演題『学校と家庭・地域の連携・協働と  
地域とともにある学校づくり』（仮）  
講師 福岡教育大学教職大学院教授 森 保之 氏  
(文部科学省コミュニティ・スクールマイスター)
  - ・ 謝辞及び閉会挨拶 20:25～20:30  
四国中央市教育委員会 教育指導部長 眞鍋 葵

#### 講師紹介

#### 森 保之（もり やすゆき） 氏

- ・ 福岡教育大学 大学院教育学研究科 教授
- ・ 広島大学附属小学校、福岡県教育センター、福岡教育事務所等にて勤務後、管理職としてコミュニティ・スクールの開発研究に取り組む。
- ・ 現在は、文部科学省コミュニティ・スクールマイスターとして、コミュニティ・スクール研究関係の研究活動を進めるとともに、現場での指導助言で活躍中。
- ・ 「学校を核とした地域活性化への挑戦 ―コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用する、努力義務化を追い風に―」等、学会での発表多数。

# コミュニティ・スクール=学校運営協議会を導入した学校



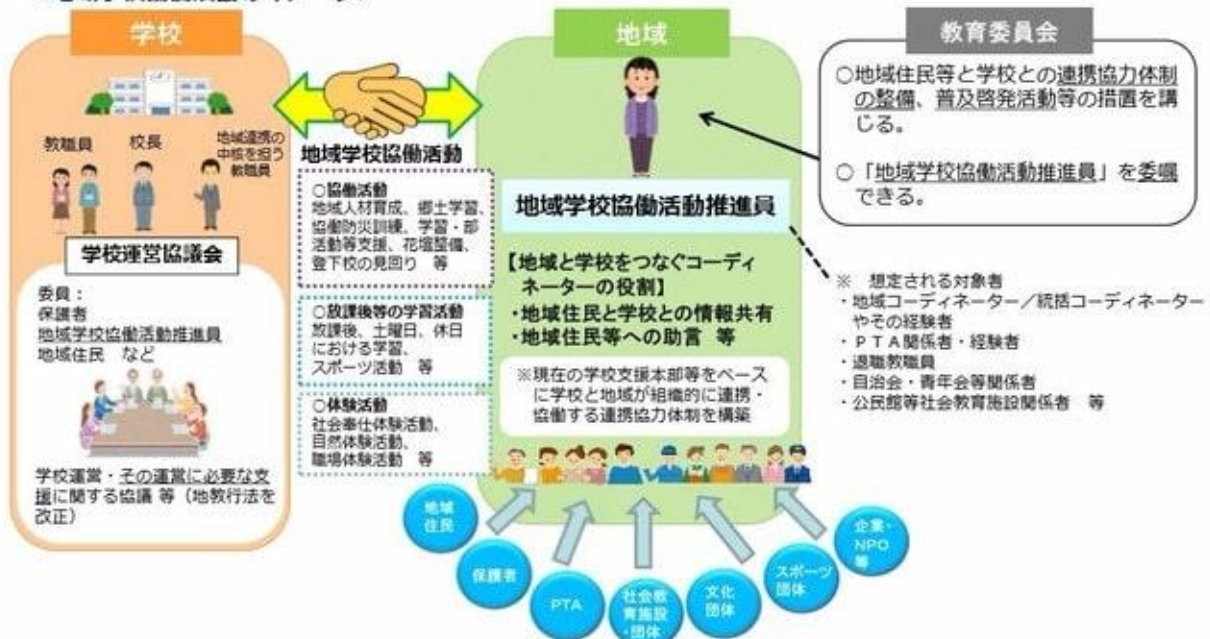
## 地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

参考

### 改正の概要

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

### <地域学校協働活動のイメージ>



## 1. 公民館について

### (1) 目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第 20 条)

### (2) 事業

- ① 定期講座を開設すること。
  - ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
  - ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
  - ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
  - ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
  - ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (社会教育法第 22 条)

## 2. 公民館の現状

### (1) 設置状況

平成 30 年 12 月現在、19 館の公民館があります。

川之江・新宮地域	伊予三島地域	土居地域
金生公民館	松柏公民館	長津公民館
上分公民館	三島公民館	小富士公民館
妻鳥公民館	中曾根公民館	天満公民館
金田公民館	中之庄公民館	蕪崎公民館
川滝公民館	寒川公民館	土居公民館
新宮公民館	豊岡公民館	関川公民館
	嶺南公民館	

### (2) 運営状況

直営 : 13 館 (川之江・新宮・伊予三島地域)

委託 : 6 館 (土居地域)

### (3) 職員の配置状況

【館長】 社会教育法第 28 条及び四国中央市公民館条例第 3 条第 2 項の規定により、教育委員会が任命。

【主事】 川之江・新宮地域 . . . 市職員  
 伊予三島地域 . . . 市職員  
 土居地域 . . . 土居地域公民館運営協議会雇用

【主事補】 川之江・新宮地域 . . . 個人委託  
 伊予三島地域 . . . 市臨時職員  
 土居地域 . . . 土居地域公民館運営協議会雇用



- 【休日・夜間管理人】 川之江・新宮地域 …… 個人委託  
 伊予三島地域 …… 個人委託  
 土居地域 …… 土居地域公民館運営協議会が個人委託

**(4) 利用状況**

平成 29 年度の年間延べ利用者数は、約 26 万 8 千人（公民館主催事業：約 7 万 8 千人、公民館主催事業以外：約 19 万人）が利用している。

**(5) 経緯**

平成 16 年	新市発足 合併協議において、合併後の公民館運営は合併前の形態で行うこととなる。 川之江・新宮・伊予三島地域 …… 直営 土居地域 …… 委託
平成 17 年	土居地域公民館運営協議会が雇用している主事を市臨時職員とする方向で協議したが、運営協議会の同意が得られず、現状維持となる。
平成 19 年	市内公民館の運営方式統一化に向けた協議を開始したが、方向性の決定までに至らず、現状維持となる。

**3. 課題**

**(1) 社会教育法による利用制限**

公民館は社会教育法の適用をうけることから、利用に制限がかかることで、多様化する地域・住民のニーズや社会の変化に対応することが難しい状況である。

しかし、平成 30 年 4 月に開館した川之江ふれあい交流センターは、地域コミュニティの連携拠点として自主サークルなどのグループだけでなく、一般の方々にも様々な活動で利用でき、住民の交流を促し、住民が中心となって地域の活性化を図っていく施設となっており、社会教育法の適用をうけないことから、多様化する地域・住民のニーズや社会の変化に対応が可能となっている。

**(2) 地域コミュニティ活性化事業との連携**

地域振興課が実施している地域コミュニティ活性化事業の拠点として、地域づくりに役立ち、地域の実情や目的に沿った運営ができるよう検討していく必要がある。

地域コミュニティ活性化事業 …… 公民館区域を一つの単位とし、地区内の多様な団体が結集した「地区コミュニティ協議会」を設立し、住民自らが課題を見つけ出し、課題解決に向け多くの住民が共に行動することにより、人と人の絆の再生と地域力の強化を図る事業。

**4. 今後の方向性**

従来の趣味・教養のための生涯学習の場としての拠点としてだけでなく、地域づくりや地域コミュニティの拠点としての役割が求められている。今後、市長部局との連携を図り、協働によるまちづくりや地域コミュニティによる地域づくりの施策と一体性を持った管理運営方法等の調査・研究をすすめていく。

《参考資料》

○公民館維持管理運営費

1. 川之江・新宮地域

(H29年度実績:円)

公民館	維持管理費			事業費						合計
	燃料費	光熱水費	点検委託料	報償費	消耗品費	印刷製本費	役員費	使用料	補助金	
金生	114,986	560,398	24,840	36,000	48,128	0	92,203	15,750	300,000	1,192,305
上分	99,350	567,842	24,840	36,000	36,471	0	49,349	15,750	300,000	1,129,602
妻鳥	104,509	1,181,014	172,830	2,000	39,586	0	46,258	15,750	300,000	1,861,947
金田	75,750	772,237	100,200	10,000	69,329	0	41,756	15,750	300,000	1,385,022
川滝	83,578	687,308	50,760	30,000	26,927	0	19,559	15,750	300,000	1,213,882
新宮	113,626	1,115,494	285,271	24,000	64,643	0	87,352	26,118	300,000	2,016,504
平均 (1館あたり)	98,633	814,049	109,790	23,000	47,514	0	56,080	17,478	300,000	1,466,544
	1,022,472			444,072						

2. 伊予三島地域

(H29年度実績:円)

公民館	維持管理費			事業費						合計
	燃料費	光熱水費	点検委託料	報償費	消耗品費	印刷製本費	役員費	使用料	補助金	
松柏	112,374	1,019,723	22,680	78,000	62,892	0	85,743	64,998	300,000	1,746,410
三島	67,261	1,987,472	599,282	68,000	9,698	0	69,138	64,998	300,000	3,165,849
中曾根	25,805	1,294,319	185,344	36,000	40,550	0	94,524	64,998	300,000	2,041,540
中之庄	31,072	1,311,808	216,978	28,000	59,215	0	38,341	64,998	300,000	2,050,412
寒川	69,903	1,202,748	191,271	0	89,666	0	70,756	64,998	300,000	1,989,342
豊岡	74,686	1,541,077	532,435	36,000	44,443	0	73,760	64,998	300,000	2,667,399
嶺南	169,653	905,548	81,000	64,000	22,647	0	57,660	64,998	300,000	1,665,506
平均 (1館あたり)	78,679	1,323,242	261,284	44,286	47,016	0	69,989	64,998	300,000	2,189,494
	1,663,206			526,288						

### 3. 土居地域

(H29年度実績:円)

公民館	維持管理費			事業費					合計
	燃料費	光熱水費	点検委託料	報償費	消耗品費	印刷製本費	役員費	使用料	
長津	22,200	912,972	389,495	393,589	168,942	0	83,279	90,550	2,061,027
小富士	58,667	528,713	79,920	334,528	151,467	4,730	82,614	120,550	1,361,189
天満	50,730	427,587	79,920	297,449	205,006	17,225	61,625	15,750	1,155,292
蕪崎	88,013	518,870	71,280	282,515	113,976	0	43,525	50,750	1,168,929
土居	61,579	754,008	79,920	359,895	262,412	4,890	110,906	90,550	1,724,160
関川	89,614	671,498	86,400	353,056	216,269	0	107,014	120,550	1,644,401
平均 (1館あたり)	61,801	635,608	131,156	336,839	186,345	4,474	81,494	81,450	1,519,166
	828,564			690,602					

※土居地域については、委託方式のため、他地域に交付している補助金相当分が報償費・消耗品等に含まれている。

○利用状況

1. 公民館

(H30. 12. 31 現在)

館名	対象人口(人)	主催事業		主催事業以外での利用人数(人)
		実施回数(回)	参加人数(人)	
金生公民館	9,051	9	1,905	7,970
上分公民館	2,549	16	2,530	4,303
妻鳥公民館	6,774	11	1,510	12,174
金田公民館	3,428	22	2,300	12,500
川滝公民館	1,790	22	2,500	5,500
新宮公民館	1,016	5	568	3,861
松柏公民館	7,576	19	5,230	12,850
三島公民館	7,222	70	4,980	24,000
中曽根公民館	5,542	22	2,690	10,819
中之庄公民館	5,809	47	5,400	24,150
寒川公民館	5,316	11	3,820	4,720
豊岡公民館	3,880	43	2,278	5,822
嶺南公民館	178	4	250	1,000
長津公民館	4,367	130	4,823	5,051
小富士公民館	2,800	122	3,683	2,968
天満公民館	1,403	300	3,528	1,661
蕪崎公民館	953	131	3,974	1,342
土居公民館	3,541	123	4,960	5,395
関川公民館	2,798	90	2,837	7,598

2. 川の江ふれあい交流センター

(H30. 12. 31 現在)

館名	対象人口(人)	主催事業		主催事業以外での利用人数(人)
		実施回数(回)	参加人数(人)	
川の江ふれあい交流センター	11,536	125	4,325	37,758

○使用料収入状況

1. 公民館

(H30.12.31現在)

月	件数	金額
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
合計	0	0

2. 川の江ふれあい交流センター

(H30.12.31現在)

月	件数	金額
4月	21	90,330
5月	36	107,900
6月	50	155,820
7月	60	174,330
8月	49	158,410
9月	57	139,690
10月	61	139,910
11月	59	174,060
12月	61	143,430
合計	454	1,283,880

○四国中央市交流センター条例

平成 29 年 12 月 25 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 地域コミュニティの連携の拠点として、地域住民の相互交流の促進、市民の生活、文化及び福祉の向上並びに地域の活性化を図り、市民と行政による協働のまちづくりを実現するため、四国中央市交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川之江ふれあい交流センター	四国中央市川之江町 4069 番地 1

(事業)

第 3 条 交流センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域住民の相互交流の促進に関する事業
- (2) 地域活動の推進及び支援に関する事業
- (3) 生涯学習の推進に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交流センターの目的達成に必要な事業

(休館日)

第 4 条 交流センターの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第 5 条 交流センターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館等の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用の許可)

第 7 条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ申請し、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、また、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

第 8 条 市長は、第 6 条各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の許可をしないものとする。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の申請に虚偽があったとき。

(3) 第 7 条第 2 項の条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による使用の停止又は使用許可の取消しによって使用者(第 7 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)が被った損害については、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 10 条 使用者は、使用区分に従い、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、これを後納させることができる。

(使用料の減免)

第 11 条 市長は、公益上必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 市長の必要により許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めによらない事由で使用できないとき。

(3) 使用の開始の日の前 3 日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。

(使用者の責務)

第 13 条 使用者は、その使用に伴う入館者に対し、この条例又はこの条例に基づく規則で定める事項を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 14 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第 15 条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用する場合は、あらかじめ申請し、市長の承認を得なければならない。

(原状回復の義務)

第 16 条 使用者は、使用を終了し、又は第 9 条第 1 項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した施設(前条に規定する特別の設備等を含む。)を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 17 条 入館者及び使用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届出をし、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(協議会)

第 18 条 交流センターの円滑な運営のため、四国中央市交流センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定、附則第 6 項の規定(四国中央市児童館条例(平成 16 年四国中央市条例第 91 号)第 3 条の改正規定(「児童館」を「児童センター」に改める部分を除く。)及び第 4 条の改正規定(「児童館」を「児童センター」に改める部分を除く。))に限る。)並びに附則第 10 項の規定(四国中央市老人つどいの家条例(平成 16 年四国中央市条例第 100 号)第 2 条の表石川老人つどいの家の項を削る改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

(使用に係る準備行為)

2 第 7 条第 1 項の規定による使用に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、行うことができる。



(四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 四国中央市特別職の非常勤職員の報酬等に関する条例(平成 16 年四国中央市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四国中央市公民館条例の一部改正)

- 4 四国中央市公民館条例(平成 16 年四国中央市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四国中央市教育施設等使用条例の一部改正)

- 5 四国中央市教育施設等使用条例(平成 16 年四国中央市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四国中央市児童館条例の一部改正)

- 6 四国中央市児童館条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四国中央市老人憩いの家条例の一部改正)

- 8 四国中央市老人憩いの家条例(平成 16 年四国中央市条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四国中央市老人つどいの家条例の一部改正)

- 10 四国中央市老人つどいの家条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1(第10条関係)

会議室等使用料金表

施設名	階	室名	使用区分		摘要
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
川之江ふれあい交流センター	1階	大会議室	1,600円	2,000円	1時間当たり
		遊戯室	400円	500円	〃
		会議室1	200円	250円	〃
		会議室2	200円	250円	〃
		調理室	300円	400円	〃
		マッサージ室	200円	250円	〃
		相談室	100円	100円	〃
	2階	会議室3	400円	500円	〃
		会議室4	200円	250円	〃
		防音多目的室	200円	250円	〃
		工作室	300円	400円	〃
		和室1	200円	250円	〃
		和室2	200円	250円	〃

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、上表の使用料に7割相当額を加算する。
- 2 使用時間を延長する場合は、30分以上をもって1時間とみなす。
- 3 使用者が営利又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用するとき、上表の使用料に5割相当額を加算する。ただし、市外に住所を有する使用者の場合は、10割相当額を加算する。
- 4 使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収するときは、上表の使用料に5割相当額を加算する。
- 5 四国中央市の休日を定める条例(平成16年四国中央市条例第3号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する日に使用するとき、上表の使用料に2割相当額を加算する。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第10条関係)

設備等使用料金表

施設名	品名等	単位	料金	摘要
川之江ふれあい交流センター	ピアノ	1台	1,500円	1日当たり
	陶芸窯	1台	500円	1時間当たり
	シャワー	1人	100円	1回当たり

備考 使用時間を延長する場合は、30分以上をもって1時間とみなす。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四国中央市交流センター条例(平成 29 年四国中央市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、交流センター使用申請書(様式第 1 号)により行うものとする。

(使用許可書)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の許可は、交流センター使用許可書(様式第 2 号)を交付して行うものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 11 条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 市又は国、県その他地方公共団体が使用する場合 免除
- (2) 市その他市の機関が共催して使用する場合 免除
- (3) 地元の自治会等が生涯学習のために使用する場合 免除
- (4) 市その他市の機関が後援して使用する場合 5 割
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 5 割

2 条例第 11 条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、交流センター使用料減免申請書(様式第 3 号)により市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第 12 条ただし書の規定により使用料を還付する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第 12 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合 全額
- (2) 条例第 12 条第 3 号に該当する場合 5 割相当額

2 市長は、前項の規定により使用料の還付する額を決定したときは、速やかにその旨を使用者に通知しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 条例第 13 条に規定する規則で定める遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設、備品等を損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (3) 使用許可された場所以外の場所に入入りしないこと。
- (4) 館内の清潔及び整頓を保持すること。
- (5) 騒音を発する等他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

(特別の設備等の申請)

第7条 条例第15条の規定による申請は、交流センター特別設備設置承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

(施設等の損傷の届出)

第8条 条例第17条の届出は、交流センター施設等損傷・滅失届(様式第5号)により行うものとする。

(使用後の点検)

第9条 使用者は、その使用が終了したときは、直ちに当該職員に届け出て点検を受けなければならない。

(協議会)

第10条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 協議会の庶務は、交流センター担当課において処理する。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前における申請等)

2 この規則による第2条の規定により使用の許可を受けようとする者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この規則による第2条の規定の例により、教育委員会に申請する

ことができる。

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、施行日前においても、この規則による第3条の規定の例により、交流センターの使用の許可をすることができる。この場合において、同項の規定により交付を受けたときは、施行日後において同項の規定により交付を受けたものとみなす。

(招集の特例)

- 4 第11条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。